

家屋評価計算システム導入及び保守業務委託仕様書

1 業務内容

家屋評価計算システム導入及び保守業務委託

2 実施目的

現行の家屋評価計算システムが令和7年度末をもってサービス停止となるため、代替りとなるシステムを構築するとともに、これに伴う付帯作業を委託するものである。

3 基本方針

- (1) 本業務は、家屋評価計算システムの導入費用及び導入後の制度改正対応等の改修費用を抑制するために、パッケージシステムの利用を前提としカスタマイズを最小限に抑えることを目標とする。
- (2) 庁舎外データセンターにある仮想化サーバ内に構築し、仮想化技術により庁舎内端末12台で利用するものとし、一般法人や個人と共有しないシステムとする。

4 業務の範囲

家屋評価計算システムの導入及び導入後、契約期間内における運用保守を行う。

5 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- (1) システム構築作業（基本設計、詳細設計、システム構築）
- (2) システムの導入とそれに伴う作業
- (3) 運用テスト
- (4) 各種打ち合わせ、検討事項へのアドバイス、提案
- (5) 操作研修会の実施
- (6) 運用及び保守の実施
- (7) その他必要とする作業

6 契約履行期間

(1) 導入期間

契約締結日の翌日から令和7年2月17日（月）までとする。

令和7年2月18日（火）以降は本番環境の機能を利用したテスト運用を開始できること。また、本稼働は令和7年4月1日（火）とする。

(2) 保守期間

システムの導入作業完了後から令和7年3月31日（月）の契約とする。

7 進行管理

受注者は、履行に際し、その運営及び取りまとめについて十分な知識・理解・経験を有し、業務目的を実現できる能力のある者を業務代理人（プロジェクトマネージャ）として選任し業務に従事させなければならない。また、履行に際し、システム開発等専門性の高い業務の管理を行う能力の有る者を、主任技術者（プロジェクトリーダー）として選任し、業務に従事させなければならない。以上の者の他、業務の履行に際し、必要な技術者を業務に従事させなければならない。契約締結後、速やかに本件業務委託のシステム開発に係る業務代理人及び主任技術者等を定め、実施体制書（連絡体制表を含む）を作成して発注者に提出し、承認を受けること。

8 納品場所

愛知県安城市桜町18番23号 安城市役所

9 システム要件

別紙「要求仕様等確認書」のとおり。

10 研修要件

本システムの運用上必要な基本操作方法について、専用マニュアルを作成し提示すること。

研修は、管理者・利用者と分けて、集合研修にて行うこと。研修用端末は受注者が用意し、1回の研修で6名程度に対して実機を操作しながら行うこと。研修用マニュアルは、13部準備すること。

11 保守に関する要件

(1) 職員向けの操作等の問合せ窓口として、ヘルプデスクを設置すること。ヘルプデスクは、原則平日午前9時から午後5時まで開設すること。

(2) 電子メール、FAX等による問い合わせは24時間受付すること。

(3) 障害対応

ア 対応窓口を設置すること。

イ 初期対応として、速やかに原因調査を実施し、復旧の見込み時間を関係者に報告すること。

ウ 情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。

エ 上記までの対応にあたり、必要に応じ、関係者等へ速やかに連絡及び依頼をすること。

オ 調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合にあっては、プログラム修正等の対応作業（再設定・動作確認含む）を実施すること。また、再発防止策を提示すること。

12 納品成果物

本業務における納品成果物は次に定めるとおりとする。紙及び電子媒体（CD等、正副2枚）を作成し納品すること。

(1) 本件業務委託実施に伴うシステム一式

(2) 実施計画書

(3) 実施体制書

(4) 実施スケジュール管理表

(5) 各種設計書

(6) 試験成績書

(7) 打ち合わせ等の議事録

(8) システム操作マニュアル

(9) 運用・保守計画書

(10) その他本市が指定する書類

13 その他

本仕様書に明記していない事項は、発注者受注者が協議のうえ決定するものとする。